

意見募集案件	北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針(案)について
担当課	教育部 小中一貫・教育施策推進課 電話 011-372-3311 内線 4832

意見募集期間	令和2年1月15日(水)から令和2年2月17日(月)まで
原案の公表場所(閲覧・配布)	◇市役所小中一貫・教育施策推進課 及び 各出張所 ◇北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島令和2年1月15日号
意見の提出方法・提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか</p> <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。<u>電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</u></p> <p>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象事業の計画番号を記入のこと(住所・氏名・電話番号の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>教育部 小中一貫・教育施策推進課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-4525 電子メールアドレス: ikkan@city.kitahiroshima.lg.jp</p> <p>※添付ファイルは削除されますので、意見は本文に直接入力してください。</p>
検討結果の公表予定時期	令和2年3月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>児童生徒数の減少に伴う学級数の減少による学校の小規模化等に対応し、子どもたちにとってよりよい教育環境の確保と教育の質の向上を図るため、学校の適正規模に関する基本方針を策定します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別添「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針(案)」のとおり</p> <p>(3) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>方針で定める範囲から外れる学校について、地域の実態や児童生徒の実態等を踏まえた適正規模化や適正配置等に関する計画策定に係る調査・検討を行います。</p>
対象となる政策等の原案	別添「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針(案)」のとおり
その他	寄せられた意見を参考に「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針」の策定を進めます。